

前提計画についての論点

平成 25 年 11 月
資源エネルギー庁

1. 前提計画について

電気料金は、料金算定にあたっての前提となる供給計画（工事計画含む）、経営効率化計画、資金計画等の各種経営計画（前提計画）に基づいて算定される。

このうち、第7回電気料金審査専門小委員会では、①需要、②供給、③人員に関する前提計画について、料金算定にあたって妥当なものであるかどうか検討を行う。

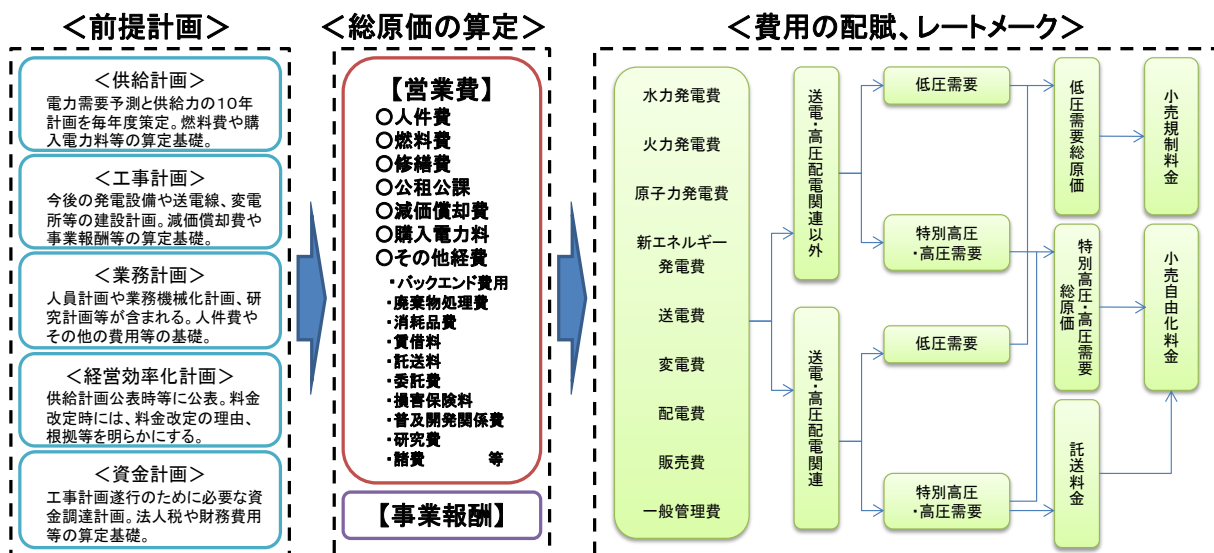
その他の、④燃料、⑤経営効率化、⑥設備投資に関する計画については、次回審査専門小委員会以降において、燃料費、修繕費等の個別原価について検討を行う際に、併せて検討を行う。

【参考】一般電気事業供給約款料金算定規則第3条第2項

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

- 一 役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給 実績値及び法第二十九条の規定による届出をした供給計画（以下「供給計画」という。）等を基に算定した額

<料金算定フロー>



2. 需要想定

需要見通しは、将来どの程度の供給力を確保すべきか、また、料金を決定する上で、どの程度の売上げを見込むかといった点で料金算定の根本となる。

※【参考】一般電気事業供給約款算定規則第19条第1項

電気料金は、低圧需要の原価等と低圧需要の料金収入が一致するように設定される必要がある。

【論点】

- ① 短期（原価算定期間である３年程度）及び中長期（１０年程度）のそれぞれにおいて、需要（電力量（kWh）及び最大電力（kW））をどのように想定しているか。
- ② その際、需要種別（規制部門・自由化部門、用途別）に想定の方法は異なるか。
- ③ また、節電の定着、新しい料金メニュー、新電力との競争等の要因をどのように想定に織り込んでいるか。
- ④ 過去、料金算定時の想定と実績はどの程度かい離していたか。
- ⑤ 値上げに伴う自由化部門の離脱需要について、どのように想定しているか。

【参考】

- ・ 「電気料金制度、運用の見直しに係る有識者会議報告書」（平成 24 年 3 月。以下、「有識者会議報告書」という。）においては、「随時調整契約やデマンド・レスポンス等の需給逼迫時の需要抑制方策についても、供給計画の中で一定の評価を行うことが適当」（P. 12）としている。

3. 供給力想定

電気事業を遂行するにあたっては、需要想定に基づき、十分な供給力が確保されている必要があるが、発電所ごとに発電コストが異なるため、どのような電源を稼働させて供給を行うかによって、発電総コスト、ひいては料金水準に影響が生じることとなる。

【論点】

- ① 上記需要想定を前提に、短期及び中長期の供給力をどのように算定しているか。
- ② その際、自社と他社（他電力、IPP、卸電力取引所等）との供給力の分担はどのような考え方に基づき割り当てているか。最も安い電源から稼働させるという「メリット・オーダー」は実現されているか。また、それが消費者にとってわかりやすい説明となっているか。
- ③ 供給予備率はどのように算定しているか。また、供給予備率に応じた効率化努力は行われているか。
- ④ 原子力、水力、火力等の発電量の構成をどのように考えているか。季節別・時間帯別にどうか。
- ⑤ 電源構成が変更された場合、収支にはどのような影響が生じるか。

【参考】

- ・ 有識者会議報告書において、「購入電力料においては卸電力取引所からの調達や入札等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価することが適当である」（P. 26）としている。